

議案第55号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

第1条（小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

条例において引用する法人の名称が変更されたことにより改正するもの。

第2条（小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

徳島県からの権限委譲に対応するため平成26年12月に実施した条例の一部改正につき、権限委譲前に徳島県の条例によりなされた処分等の取扱いについて経過措置を定めるもの。

○第1条による改正

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
第2条 略 3 略 (9) <u>独立行政法人</u> 森林総合研究所	第2条 略 3 略 (9) <u>国立研究開発法人</u> 森林総合研究所	改正